

議案第20号

東近江市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

東近江市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年東近江市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第19号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。